

簡素な給付措置(臨時福祉給付金)

<目的>

- 消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、一体改革の枠組みの中で講じる社会保障の充実のための措置と併せ、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として、総額約3,000億円の給付措置を行う(「消費税及び地方消費税の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定))。

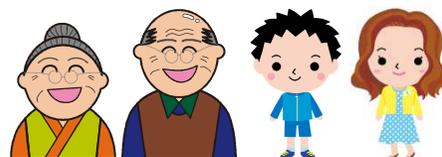
<内容>

(1) 給付対象者

- 市町村民税(均等割)が課税されていない者(市町村民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等を除く)
…2,400万人
(注)生活保護制度内で対応される被保護者等は対象としない。
- 給付対象者のうち、以下のいずれかに該当する者には、26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、一人につき5,000円を加算…1,200万人
 - ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者等
 - ・児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律(平成17年法律第9号)の対象となる手当(児童扶養手当、特別障害者手当等)の受給者等

(2) 給付額(1回の手続で支給)

- 給付対象者一人につき、10,000円
- 加算対象者一人につき、5,000円



給付金の支給



(市区町村)

(3) 事務費

- 国及び地方公共団体(都道府県、市町村)において給付の実施に要する経費を国が負担

簡素な給付措置（臨時福祉給付金）

（平成25年10月1日閣議決定）（抄）

① 趣旨

- 臨時福祉給付金は、低所得者ほど生活に必要な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえ、低所得者対策として消費税率が8%の段階で、暫定的・臨時的に実施するもの。

② 内容

- 実務上の対応可能性や社会保障各制度における低所得者の範囲との整合性を踏まえ、市町村民税（均等割）が課税されていない者から、
 - ① 市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等
 - ② 生活保護制度内で対応される被保護者等を除いた者を給付対象とする。
- 所得の少ない家計ほど生活に必要な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえ、消費税率の引上げによる1年半分の食料品の支出額の増加分を参考に、給付額を1万円とする。
- 26年4月からの消費税率引上げに加え、26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、老齢基礎年金の受給者等については、一人につき5千円を加算する。

簡素な給付措置（臨時福祉給付金）〔対象者〕

① 対象者の概要

○ 実務上の対応可能性や社会保障各制度における低所得者の範囲との整合性を踏まえ、市町村民税（均等割）が課税されていない者から、

- ① 市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等
- ② 生活保護制度内で対応される被保護者（※）等

を除いた者を給付対象とする。

（※）生活保護の被保護者については、26年4月に消費増税による負担増の影響分を織り込んで生活扶助基準の改定を行うことを想定しているため対象外としている。

② 対象外の者

○ 生活保護の基準の例による給付を行っている国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者等を給付対象外とすることを想定している。

（参考）現在想定している給付対象外とする者

- ・ 中国残留邦人等に対する支援給付の受給者
- ・ 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者
- ・ ハンセン病療養所非入所者給与金(援護加算分)の受給者

簡素な給付措置（臨時福祉給付金）〔給付額〕

① 金額

- 1万円という金額については、所得の少ない家計ほど生活に必要な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえ、消費税率の引上げによる1年半分の食料品の支出額の増加分を参考に設定したものの。

② 回数

- 今回の給付措置は、消費税率が8%である期間を対象に暫定的・臨時的措置として行うものであることから、事務・費用の両面でできる限り簡素で効率的なものとするため、1回の手続きで支給する。

簡素な給付措置（臨時福祉給付金）〔加算〕

① 加算措置の概要

- 26年4月からの消費税率引上げに加え、26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、老齢基礎年金の受給者等については、一人につき5千円(※)を加算することとしたもの。
(※) 平成26年4月の特例水準解消について、基礎年金の平均受給額が概ね5千円減少すると見込まれることを踏まえ設定。

② 加算措置の対象者

- 26年4月の年金の特例水準解消等を考慮して、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者等に加え、年金と同様に特例水準解消の対象となる手当の受給者等を加算措置の対象としている。

(参考) 上記の他、現在想定している加算措置の対象者一覧

- ・ 児童扶養手当の受給者
- ・ 特別児童扶養手当の受給者
- ・ 特別障害者手当の受給者
- ・ 障害児福祉手当の受給者
- ・ 福祉手当（経過措置分）の受給者
- ・ 原爆被爆者諸手当の受給者
- ・ 毒ガス障害者対策手当及びガス障害者対策手当の受給者
- ・ 予防接種法に基づく健康被害救済給付金の受給者
- ・ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法に基づく健康被害救済給付金の受給者
- ・ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく医薬品副作用被害救済制度又は生物由来製品感染等被害救済制度の受給者

簡素な給付措置（臨時福祉給付金）〔そのほか〕

① 所要額

- 臨時福祉給付金に要する経費については、平成25年度補正予算案に3,420億円を計上している。

（内訳）

- ・ 給付費 3,000億円（本体部分：2,400億円（2,400万人×1万円）、加算部分：600億円（1,200万人×5千円））
- ・ 事務費 420億円

② 支給時期

- 給付申請受付開始日は、各市町村の規模、実情等に応じて、市町村において決定する（平成26年度分の市町村民税に係る所得情報の把握など、給付を開始する体制が整い次第、可能な限り早期に開始して頂くことをお願いしたい。）。
- 給付申請期限は、当該市町村における給付申請受付開始日から3か月とすることを基本とする。ただし、地方公共団体の規模、実情等によってこの期限で対応しがたい場合には、給付申請受付開始日から3か月以上6か月以内の範囲とすることができる。